

## 《日本茶インストラクター協会埼玉県支部運営要綱》

### (趣 旨)

第1条 この要綱は、日本茶インストラクター協会埼玉県支部(以下『本会』という)の運営について必要な事項を定めるものとする。

### (会員の資格)

第2条 会員の資格は、規約第3条に定めている者のほか、役員会が認めたものとする。

### (変更、入会及び脱会)

第3条 埼玉県内に在住し、日本茶インストラクター協会に属する会員全員が入会する。

2 支部に登録してある氏名等の変更は、特定非営利活動法人日本茶インストラクター協会(以下『協会』という)に届け出るものとする。

3 脱会する者は協会に届け出るものとする。

4 入会・脱会、及び氏名等の変更は全て協会からの変更届を基にする。

### (役員会)

第4条 役員会は次の事項を審議する。

(1)総会に付すべき事項

(2)規約第4条に定める事業の企画・立案及び推進に関する事項

(3)その他、支部の運営に必要と認めた事項

### (連 絡)

第5条 会員への連絡はメール配信、埼玉県支部ホームページ、茶論等を活用して連絡する。但し、議決権の行使に関する委任状などを伴う総会等の開催については郵便物にて連絡する。

2 本会に所属するインストラクターは、本会のメーリングリストを利用、本会所属のインストラクター及びアドバイザーに連絡することができる。

連絡内容については

(1)茶に関連する講座及び研修の案内に関するもの

(2)県内外における茶文化の普及活動に際するスタッフの募集に関するもの

(3)その他、役員会が承認し、適切と判断されたもの

とする。

3 本会メーリングリストを使用する場合は本会事務局に申請する。

4 本会メーリングリストに登録してあるメールアドレスに変更があった場合、すみやかに事務局に届け出ること。